

あおたけ

まきび病院家族会機関紙 事務局
〒710-1301 岡山県倉敷市真備町箭田 2387
TEL (086) 698-6511 第167号 2014.3
ホームページアドレス <http://www.ne.jp/asahi/m/0/aotake/>

<1月新年会の報告>

真備町「BEER まび」で16名の参加となりました。地ビールを堪能しながらあつという間に楽しいひとときが過ぎました。会場に隣接する工場や作業所で当事者の方がビールの作業をされているところも見学でき、参考になりました。

<12月定例会の報告>後編

ヘルパーと社会福祉協議会などが行っている日常生活支援事業（通帳などの資産管理）も利用できる社会資源のひとつです。

障害者総合支援法になって精神疾患の方もやっと障害の重さ＝生活のしづらさの尺度が他の障害と均等に認められるようになり、利用するにはサービス受給者証の交付を受ける必要があります。障害ゆえに複雑な制度理解自体が困難なうえ、自分の障害の受け入れという壁とともに手続きをしないとサービスを受けられない、いわゆる「申請主義」そのものにも課題が残ります。

障害を公開して就労する（福祉就労）件数も増えてきましたがB型（しんどいときは休みやすい、就業時間は短めなど就労条件がゆるめで従来の作業所のイメージ）からA型（週5日、1日6時間出勤が原則）へのステップアップが求められA型は利用料が必要なのがネックです。A型で安定していた方が一般就労に移り再発するケースも少なくありません。

親の立場からだとは将来他の兄弟に負担がかかるのは気の毒、という思いか

ら公的支援を期待したい、という声も聞かれましたがまずはサービスを使って時間をかけて慣れていく、というのが最も早道ようです。

<2月定例会の報告>

この4月から改正される精神保健福祉法の主旨を事務局から解説いたしました。

これまでは本人が入院に同意しない医療保護入院となった場合、親、配偶者などが家庭裁判所の認定を受けて治療協力、入院の同意の取り付け、資産保護、退院時の引取りを「保護者」として義務づけられていましたがそれがなくなり、4親等内の家族なら入退院の同意や申し立てが可能となりました。また、同入院では1週間以内に病院内に退院の相談員の配置と本人・家族・地域の相談支援事業所も出席できる会議を開催し、入院計画とともに記録を定期的に県に報告することが義務付けられました（以降次回に続く）。

お知らせ

- ① 3月役員会・定例会は30日（日）それぞれ10時からと13時30分から、あおたけの間で開催します。役員の方は昼食準備の都合から前日までに必ず出欠を事務局にご連絡ください。定例会テーマは年間総括です。
- ② 4月定例会はありません